

議案第 5 2 号

上益城広域連合の処理する事務及び規約の一部変更について
地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 1 条の 3 第 1 項の規定により、
上益城広域連合の処理する事務を変更し、上益城広域連合規約（平成 1 1 年熊
本県指令市町村第 2 4 号）の一部を次のとおり変更する。

令和元年 9 月 5 日提出

山都町長 梅田 穰

上益城広域連合規約の一部を変更する規約
上益城広域連合規約（平成 1 1 年熊本県指令市町村第 2 4 号）の一部を次の
ように変更する。

第 4 条中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

（5） 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号）に
基づく一般廃棄物処理施設の設置に関すること。

第 5 条中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次の 1 号
を加える。

（7） 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく一般廃棄物処理施設の設
置に関すること。

別表に次のように加える。

用地取得に要する経費	均等割 1 0 0 %
一般廃棄物処理施設建設に要する経 費（用地取得に要する経費を除く。）	関係町の人口、施設の利用度等を基準 として関係町が協議して定める。

附 則

この規約は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

広域連合の処理する事務を変更し、規約を変更しようとするときは、地方自
治法第 2 9 1 条の 1 1 の規定により議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

上益城広域連合の処理する事務及び規約の一部変更に関する協議書
地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、
上益城広域連合の処理する事務を変更し、上益城広域連合規約（平成11年熊
本県指令市町村第24号）の一部を次のとおり変更する。

令和元年9月30日

山都町長 梅田 穰

上益城広域連合規約の一部を変更する規約
上益城広域連合規約（平成11年熊本県指令市町村第24号）の一部を次の
ように変更する。

第4条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

（5） 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に
基づく一般廃棄物処理施設の設置に関すること。

第5条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号
を加える。

（7） 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく一般廃棄物処理施設の設
置に関すること。

別表に次のように加える。

用地取得に要する経費	均等割 100%
一般廃棄物処理施設建設に要する経費（用地取得に要する経費を除く。）	関係町の人口、施設の利用度等を基準として関係町が協議して定める。

附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

理 由 書

熊本県中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会が、令和2年4月1日から上益城広域連合へ事務移管するため、上益城広域連合の処理する事務及び規約の一部を変更する必要がある。

上益城広域連合規約 新旧対照表

変更後 (新)	変更前 (旧)																
<p>(広域連合の処理する事務)</p> <p>第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。</p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p><u>(5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づき一般廃棄物処理施設の設置に関すること。</u></p> <p><u>(6) 広域的な課題についての調査研究に関すること。</u></p> <p>(広域連合の作成する広域計画の項目)</p> <p>第5条 広域連合の作成する広域計画には、次の項目について記載するものとする。</p> <p>(1) ～ (6) (略)</p> <p><u>(7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき一般廃棄物処理施設の設置に関すること。</u></p> <p><u>(8) 広域的な課題についての調査研究に関すること。</u></p> <p><u>(9) 広域計画の期間及び改定に関すること。</u></p>	<p>(広域連合の処理する事務)</p> <p>第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。</p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p><u>(5) 広域的な課題についての調査研究に関すること。</u></p> <p>(広域連合の作成する広域計画の項目)</p> <p>第5条 広域連合の作成する広域計画には、次の項目について記載するものとする。</p> <p>(1) ～ (6) (略)</p> <p><u>(7) 広域的な課題についての調査研究に関すること。</u></p> <p><u>(8) 広域計画の期間及び改定に関すること。</u></p>																
<p>別表 (第17条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>経 費 区 分</th> <th>負 担 割 合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>介護給付費等の支給に関する審査 会設置運営費</td> <td>均等割 20% 区分審査件数割 80%</td> </tr> <tr> <td><u>用地取得に要する経費</u></td> <td><u>均等割 100%</u></td> </tr> <tr> <td><u>一般廃棄物処理施設建設に要する 経費(用地取得に要する経費を除く。)</u></td> <td><u>関係町の人口、施設利用度等を基 準として関係町が協議して定め る。</u></td> </tr> </tbody> </table>	経 費 区 分	負 担 割 合	(略)	(略)	介護給付費等の支給に関する審査 会設置運営費	均等割 20% 区分審査件数割 80%	<u>用地取得に要する経費</u>	<u>均等割 100%</u>	<u>一般廃棄物処理施設建設に要する 経費(用地取得に要する経費を除く。)</u>	<u>関係町の人口、施設利用度等を基 準として関係町が協議して定め る。</u>	<p>別表 (第17条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>経 費 区 分</th> <th>負 担 割 合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>介護給付費等の支給に関する審査 会設置運営費</td> <td>均等割 20% 区分審査件数割 80%</td> </tr> </tbody> </table>	経 費 区 分	負 担 割 合	(略)	(略)	介護給付費等の支給に関する審査 会設置運営費	均等割 20% 区分審査件数割 80%
経 費 区 分	負 担 割 合																
(略)	(略)																
介護給付費等の支給に関する審査 会設置運営費	均等割 20% 区分審査件数割 80%																
<u>用地取得に要する経費</u>	<u>均等割 100%</u>																
<u>一般廃棄物処理施設建設に要する 経費(用地取得に要する経費を除く。)</u>	<u>関係町の人口、施設利用度等を基 準として関係町が協議して定め る。</u>																
経 費 区 分	負 担 割 合																
(略)	(略)																
介護給付費等の支給に関する審査 会設置運営費	均等割 20% 区分審査件数割 80%																